

行動計画策定のための個別相談会のお知らせ

愛媛労働局雇用均等室

平成23年4月1日から、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出、公表・周知が、従業員101人以上企業に義務づけられるようになります（100人以下の企業は努力義務です）。

愛媛労働局雇用均等室では、一般事業主行動計画の策定・届出に向けた企業の取組を支援するため、下記の日程で個別相談会を開催します。個別相談会では、企業の状況に応じて計画期間、具体的な目標・対策の設定から届出まで、様々なご相談に個別に対応いたします。

いよいよ届出が義務となる4月までの期間が残り少なくなってきました。

まだ計画を策定されていない企業のみなさま、ぜひこの機会をご活用ください。

《 個別相談会 》

- ★日 時：平成23年1月11日（火）、14日（金）、17日（月）、28日（金）
2月 4日（金）、10日（木）
13時から16時まで
- ★会 場：愛媛労働局 6階第二会議室

■□参加申込み、お問い合わせ□■

愛媛労働局雇用均等室 担当：坂本、今泉

〒790-8538 松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎

TEL 089(935)5222 FAX 089(935)5223

～次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出状況～

	対象企業数	届出数	届出率
301人以上企業	139	138	99.3%
101人以上300人以下企業	369	88	23.8%
100人以下企業		349	
合計		575	

（平成22年12月21日現在）